

## 成城大学における科学研究費助成事業の応募資格審査に関する内規

平成21年 9月29日制定  
平成24年 2月20日改正  
平成24年12月13日改正  
平成27年10月28日改正  
平成28年 6月16日改正  
平成29年 2月 6日改正  
平成30年11月21日改正  
(研究戦略委員会)

### (目的)

第1条 本内規は、成城大学研究戦略委員会規則第3条第2号に規定された任務に基づき、成城大学(以下「本学」という。)を所属研究機関として科学研究費助成事業(以下「科研費」という。)に応募を希望する研究者で、次条に規定する者の研究者情報を登録するための科研費応募資格審査に関する必要な事項を定める。

### (対象者)

第2条 本内規の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 本学名誉教授
  - (2) 本学定年退職教員
  - (3) 本学民俗学研究所及び経済研究所の研究員
  - (4) 本学研究機関が設置する研究センター(以下「研究センター」という。)の客員研究員及びポストドクター研究員
  - (5) 本学非常勤講師
- 2 前項のいずれかの号に該当する者であっても、他の研究機関で研究者情報を登録している者及び学生を本分とする者は対象としない。
- 3 科研費応募時に本学専任教員であっても、採択年度に、第1項のいずれかの号に該当する身分になる場合は、本内規の対象者とする。
- 4 日本学術振興会特別研究員等で、本学の学部又は研究科が受け入れているポストドクター研究員等のうち、受入条件に科研費への応募が認められている者については、本内規の規定に関わらず、応募資格を付与するものとする。

### (応募資格の要件)

第3条 応募資格の要件は、次のとおりとする。

- (1) 現在本学にて研究活動に従事していること。ただし、研究の補助は除く。
- (2) 科研費の応募及び使用にあたって、本学で定めるルール等を遵守すること。
- (3) 科研費に関する研究は、本学が指定する場所で行うこと。
- (4) 科研費に関する書類を、日本語にて用意できること。

### (応募資格審査の申請手続)

第4条 科研費に応募するにあたり、本学の所属研究者として研究者情報の登録を希望する者は、所定の期日までに、所定の様式により次条に定める申請手続き書類を学長に提出し、競争的資金に関する小委員会(以下「小委員会」という。)による科研費応募資格審査を受けなければならない。ただし、第2条第1項第1号及び第2号の対象者については、研究機構長の審査により、小委員会による審査に代えることができる。

2 申請手続き書類の提出期日及び様式については別に定める。

(応募資格審査の対象者別条件等)

第5条 対象者が応募できる科研費応募区分、資格審査応募に際してみなければならない申請手続き書類は、次の各項のとおりとする。

(本学名誉教授)

2 第2条第1項第1号の対象者

(1) 科研費応募区分：研究代表者、研究分担者

(2) 申請時に、本学名誉教授であること。

(3) 申請手続き書類：研究者情報登録申請書一式、元所属学部等（以下「受入部局」という。）の長の推薦状

(本学定年退職教員)

3 第2条第1項第2号の対象者

(1) 科研費応募区分：研究代表者、研究分担者

(2) 申請時に、本学を定年退職していること。

(3) 申請手続き書類：研究者情報登録申請書一式、定年退職時の所属学部等（以下「受入部局」という。）の長の推薦状

(本学民俗学研究所及び経済研究所の研究員)

4 第2条第1項第3号の対象者

(1) 科研費応募区分：研究代表者、研究分担者

(2) 申請時及び科研費応募年度に、本学民俗学研究所及び経済研究所の研究員であること。

(3) 申請手続き書類：研究者情報登録申請書一式、当該研究所（以下「受入部局」という。）の長及び本学専任教員である当該研究所所員の推薦状

(研究センターの客員研究員及びポストドクター研究員)

5 第2条第1項第4号の対象者

(1) 科研費応募区分：研究代表者、研究分担者

(2) 申請時及び科研費応募年度に、本学研究機構（以下「受入部局」という。）が設置する研究センターの客員研究員及びポストドクター研究員であること。

(3) 申請手続き書類：研究者情報登録申請書一式、研究機構長及び本学専任教員である研究センター研究員の推薦状

(本学非常勤講師)

6 第2条第1項第5号の対象者

(1) 科研費応募区分：研究代表者、研究分担者

(2) 申請時及び科研費応募年度に、本学の非常勤講師であり、通年にわたり授業科目を担当し、かつ、次のいずれか一以上に該当すること。

ア 本学大学院の修了者（博士課程後期の単位修得退学者を含む）

イ 本学専任教員が研究代表者の研究課題に、研究分担者として参加する者

ウ 本学の非常勤講師としての経験年数が2年を超えている者

(3) 申請手続き書類：研究者情報登録申請書一式、主たる授業科目担当学部等（以下「受入部局」という。）の長及び受入部局に所属する本学専任教員の推薦状

7 第2条第3項により審査を受ける対象者は、前各項の該当する身分となる対象者の条件等に準ずるものとする。

(受入教員の定義と任務)

第6条 申請者は受入部局の長の推薦を受けなければならない。併せて、第2条第1項第3号から第5号の対象者については、受入部局に所属する本学専任教員1名の推薦を受けなければならない。

- 2 前項の推薦者のうち1名を受入教員という。
- 3 受入教員は、推薦した対象者が、本学の所属研究者として研究者情報を登録されたときから、科研費の研究期間が終了し、研究成果報告書等の提出が完了するまで、科研費の使用等についての責任をもち、かつ推薦した申請者と大学当局の連絡調整の役割を果たすことを任務とする。
- 4 受入教員が前項の任務を遂行できない事態が生じた場合、受入部局の長は、所属する別の本学専任教員に、その任務を代行させることとする。

(審査)

第7条 科研費応募資格の有無については、次の審査基準を考慮して決定する。

- (1) 申請者の研究活動及び応募する研究課題が、本学における研究活動として適合していること
- (2) 申請者の近年の研究状況及び研究業績
- (3) 申請者の職歴

(審査結果の通知)

第8条 決定した審査結果については、研究機構長が学長に報告し、速やかに申請者本人に通知する。

(本学所属の研究者情報登録の削除・継続)

第9条 本学を所属研究機関として科研費応募資格が認められ、研究者情報を登録された者が、対象者の身分を失った場合、また、応募した当該年度の科研費が不採択だった場合は、本学所属の研究者情報の登録を削除する。

- 2 科研費が採択された者については、対象者の身分を失わない限り、その研究期間においては、科研費の応募資格審査を省略できる。ただし、受入教員に変更が生じる場合は、新たに受入部局に所属する本学専任教員の推薦を受け、その旨を学長に届けなければならない。

(本内規の改廃)

第10条 本内規の改廃は、研究戦略委員会で審議し、学長がこれを決定する。

(事務)

第11条 科研費の応募資格審査に関する事務については、研究機構事務室が担当する。

附 則

本内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

本内規は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

本内規は、平成24年12月13日から施行する。

附 則

本内規は、平成27年7月31日から施行する。

附 則

- 1 本内規は、平成28年6月16日から施行する。
- 2 本改正の施行以前に応募資格が認められ研究者情報登録されている対象者は、採択された科研費の研究期間においては、この改正前の本内規の定めるところによる。

附 則

本内規は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

本内規は、平成30年9月1日から施行する。